

目次

I	はじめに	- 3 -
II	県内の放射能汚染の状況と対策.....	- 3 -
1	一般環境	- 4 -
(1)	モニタリングポストによる全県監視	- 4 -
(2)	降下物の調査.....	- 6 -
(3)	航空機モニタリング.....	- 6 -
(4)	生活圏における広域調査.....	- 7 -
(5)	農地土壌の調査	- 9 -
(6)	公共用水域、地下水の調査.....	- 9 -
2	水道水.....	- 12 -
(1)	県営2浄水場の浄水放射性物質モニタリング.....	- 12 -
(2)	県内各水道事業者による水道水放射性物質モニタリング.....	- 12 -
3	下水汚泥	- 13 -
4	農林水産物.....	- 13 -
(1)	農産物.....	- 13 -
(2)	畜産物.....	- 14 -
(3)	飼料作物・堆肥	- 15 -
(4)	水産物（養殖魚）	- 16 -
(5)	栽培きのこ.....	- 16 -
5	野生の山菜・きのこなど.....	- 18 -
(1)	野生の山菜・きのこ	- 18 -
(2)	水産物（河川・湖沼）	- 19 -
(3)	野生鳥獣.....	- 20 -
6	学校給食	- 23 -
7	持込み食材.....	- 23 -
8	廃棄物.....	- 23 -
(1)	一般廃棄物処理施設における放射能濃度	- 24 -
(2)	指定廃棄物の処理.....	- 24 -
III	低減対策	- 25 -
1	一般環境	- 25 -
(1)	生活空間の除染	- 25 -
2	農産物対策.....	- 27 -
(1)	水稲等における放射性物質吸収低減対策	- 27 -
(2)	牧草地の除染.....	- 27 -
(3)	汚染牧草	- 28 -

(4) 汚染堆肥	- 28 -
IV その他の対策	- 29 -
1 体制整備	- 29 -
(1) 関係会議の開催	- 29 -
(2) その他	- 30 -
2 普及啓発	- 32 -
(1) 情報の発信	- 32 -
(2) 出前なんでも講座の開催	- 32 -
3 試験研究	- 32 -
(1) 農林水産関係の放射線対策に係る研究	- 32 -
V 問合せ先一覧	- 35 -

I はじめに

2011（平成 23）年 3 月、東京電力株式会社（2016（平成 28）年から東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」といいます。）福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」といいます。）により大気中に放出された放射性物質は群馬県にも飛来し、一部が地表に降下しました。前例のない事態を受け、県内ではこれまで関係者により、県民の安全を守るための取組があらゆる分野で緊急的、応急的に行われてきました。

原発事故からの時間が経過するにつれ、県内の状況は落ち着きをみせていますが、この問題については、各分野の連携を一層強化し、全体的な視点から対策を総合的に推進していくことが重要であると考えました。そこで、県内各分野の放射線対策の現況を網羅的に取りまとめ、可能な限り分かりやすくお示しすることとし、2014（平成 26）年 3 月、群馬県放射線対策現況第 1 版を作成しました。その後、放射線対策の進捗が県民の皆様に見えるよう、また、各分野の放射線対策が、全体を見ながら進めていけるよう内容を更新しております。

この第 13 版は、原則として、2024（令和 6）年 3 月末現在で取りまとめておりますが、一部の項目は可能な限り最新の状況を掲載しました。

II 県内の放射能汚染の状況と対策

2011（平成 23）年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、宮城県沖を震源地とするマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生しました。同日午後 3 時 27 分頃、巨大津波が東京電力福島第一原子力発電所を襲ったことにより同発電所の 1～4 号機が全電源喪失の状態となりました。

その後、冷却不能となった原子炉の建屋の爆発等により、放射性物質が大気中に放出され、風によって群馬県にも飛来し、その時、雨が降った地域などで地表に降下しました。3 月 15 日午後 2 時頃、衛生環境研究所（前橋市上沖町）に設置したモニタリングポスト^{*a}（地上 21.8m）では、一時的に空間放射線量率 $0.562 \mu\text{Sv/h}^{*b}$ を観測しましたが、現在は、 $0.02 \mu\text{Sv/h}$ 程度で推移しています。

群馬県に飛来した人工放射性物質は、主にヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 であり、県北東部の山沿いを中心に沈着がみられましたが、ヨウ素 131 の半減期^{*c}は約 8 日で、現在はほとんど残っていません。また、セシウム 134 の半減期は約 2 年、セシウム 137 は約 30 年であり、一定の割合で物理的減衰により減少しています。さらに、生活圏の除染は 2015

^{*a} 空間放射線量率の測定装置のことをいいます。

^{*b} 毎時マイクロシーベルト。人体への影響を考慮した放射線の量（1 時間当たり）を表します（空間放射線量率）。

^{*c} 時間が経過するにしたがって放射能は減っていきます。このことを物理的減衰といいます。放射性物質によって減る速さは決まっており、放射能が半分になるのに要する時間を半減期といいます。

(平成 27) 年度に全て完了し、空間放射線量率も低減しました。また、水道水は国の方針に基づく検査では放射性物質は検出されず、流通食品も検査により安全性が確保されており、県内の放射能汚染の状況は改善が進んでいます。

1 一般環境

県内の一般環境における空間放射線量率は、事故当時に比べ徐々に減衰してきています。生活圏における空間放射線量率の測定結果は、2014 (平成 26) 年 5 月 31 日時点以降、全地点が $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 未満となっています。また、局所的に空間放射線量率が高い場所、いわゆるホットスポット^{*d}も確認されておらず、県内の一般環境は問題のない水準になっています。

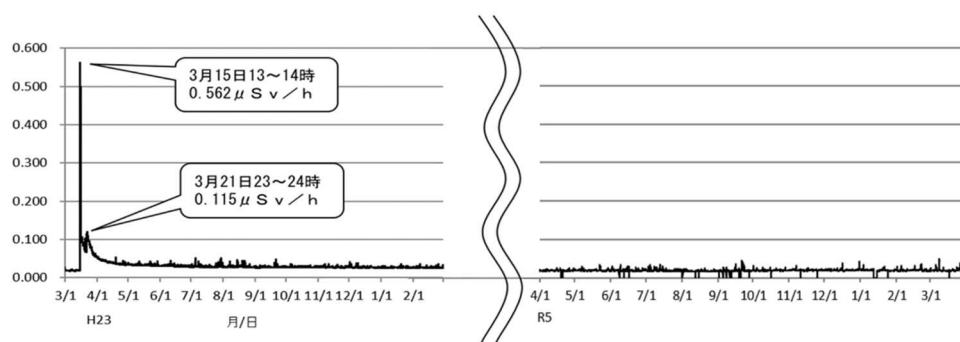
(1) モニタリングポストによる全県監視

県では、原子力規制委員会の委託事業である「環境放射能水準調査」の一環として、放射性物質の飛来を監視する目的で衛生環境研究所に設置したモニタリングポスト (地上 21.8m) により、空間放射線量率の測定を行っています。

原発事故直後に空間放射線量率の一時的な上昇が見られましたが、現在は事故前の水準である $0.02 \mu\text{Sv/h}$ 程度で安定的に推移しています。2012 (平成 24) 年 4 月からは、さらに固定型 4 か所 (県管理)、可搬型 20 か所 (国管理) の 24 か所のモニタリングポスト (地上 1 m の高さ) を追加した、合計 25 か所で空間放射線量率の測定を行っています (2024 (令和 6) 年 3 月末現在は合計 24 か所)。

2023 (令和 5) 年度、地上 1 m では $0.013 \sim 0.088 \mu\text{Sv/h}$ の範囲で推移しています。リアルタイムの測定結果はホームページ (以下「HP」といいます。) により公表しています^{*e}。

なお、環境放射能水準調査では、この他に、降下物、大気浮遊じん、水道水、降水、土壌、精米、野菜類、牛乳についても調査を行っています。



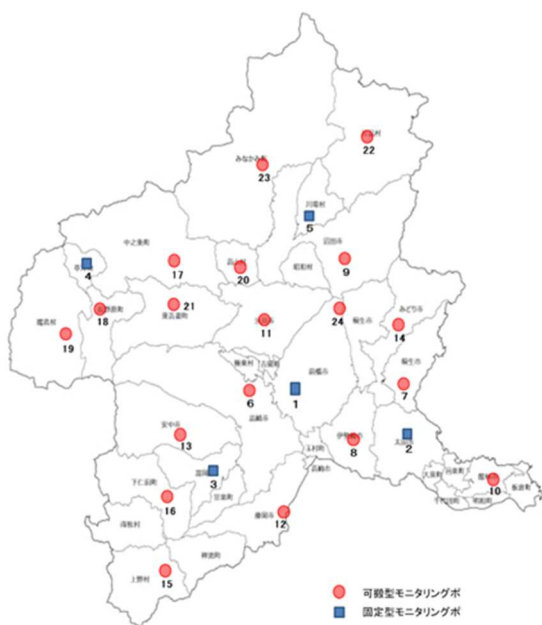
衛生環境研究所のモニタリングポストの値の推移 (地上 21.8m)

^{*d} 局所的汚染箇所。空間放射線量率が地表 1 m 高さで周辺より $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上高い場所のことをいいます。雨水排水が集まる場所、風雨等により泥・土等がたまりやすい場所、植物が生えている場所、放射性物質が付着しやすい構造物等があります。

^{*e} 原子力規制委員会 HP「放射線モニタリング情報共有・公表システム」
<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

県内モニタリングポスト設置場所

1	前橋市	県衛生環境研究所（地上 21.8m）
2	太田市	ぐんまこどもの国
3	富岡市	富岡市生涯学習センター
4	草津町	草津町総合保健福祉センター
5	川場村	川場村武道館
6	高崎市	みねはら公園
7	桐生市	桐生市市民文化会館
8	伊勢崎市	市役所
9	沼田市	旧南郷小学校
10	館林市	市役所
11	渋川市	こもちふれあい公園
12	藤岡市	鬼石多目的ホール
13	安中市	松井田支所
14	みどり市	東支所
15	上野村	役場
16	下仁田町	役場
17	中之条町	沢田公民館
18	長野原町	長野原町総合運動公園
19	嬬恋村	役場
20	高山村	役場
21	東吾妻町	旧古谷配水池
22	片品村	戸倉サブセンター
23	みなかみ町	水上支所職員駐車場
24	前橋市	県立赤城公園大洞駐車場



モニタリングポスト（固定型）



モニタリングポスト（可搬型）

問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）

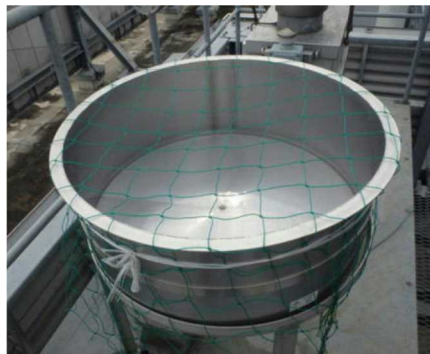
（２）降下物の調査

県では、環境放射能水準調査の一環として衛生環境研究所に設置した直径 1 m の水盤に 1 か月間の降下物を受け、水盤内の水を分析することで、放射性物質の降下量を測定しています。

原発事故前には人工放射性物質が検出されることはほとんどありませんでしたが、2011（平成 23）年 3 月には、ヨウ素 131 が 14,000MBq/km²*^f、セシウム 134 が 4,700MBq/km²、セシウム 137 が 4,700MBq/km² 検出されました。

その後、人工放射性物質の降下量は急速に減少し、2023（令和 5）年度では、ヨウ素 131 及びセシウム 134 は検出されず、セシウム 137 は最大で 0.55MBq/km² が検出されました。詳細は、次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8721.html>



大型水盤

問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）

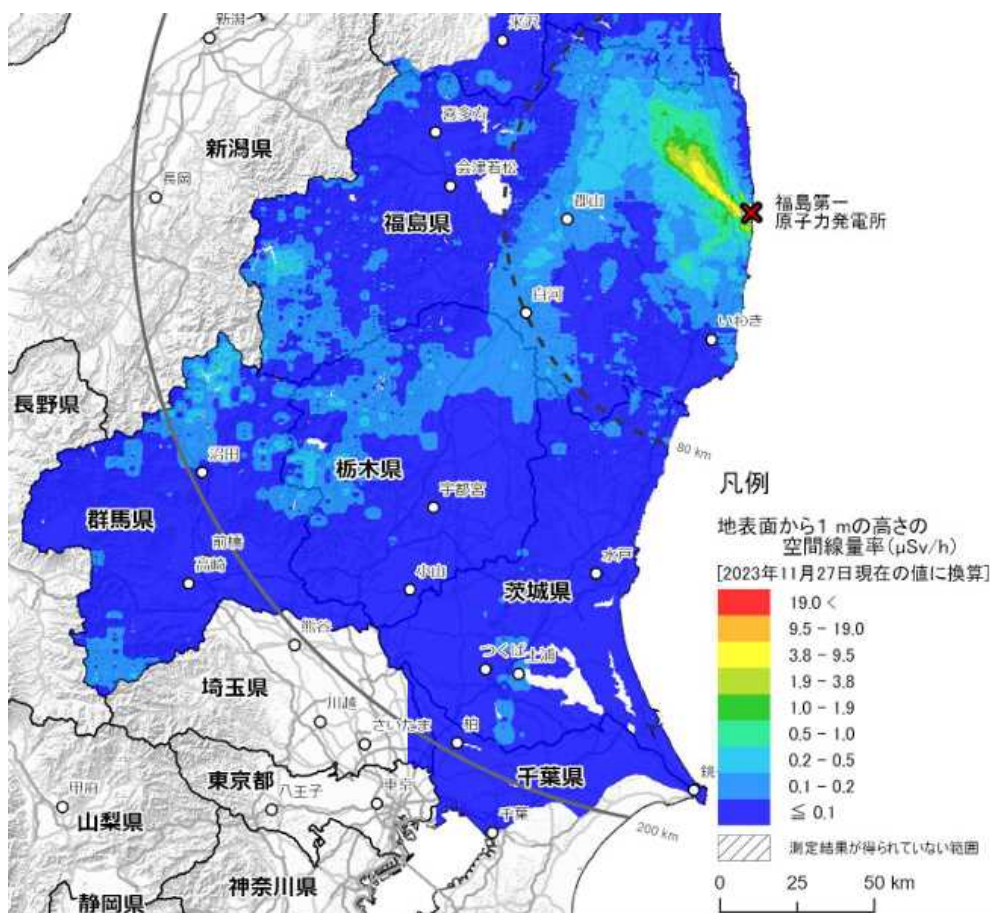
（３）航空機モニタリング

原子力規制委員会が、定期的にヘリコプターを用いて、地表面から放射されるガンマ線を上空から測定し、その測定結果を基に地表 1 m 高さの空間放射線量率に換算し公表しています。県内の空間放射線量率は、時間の経過と共に減少してきており、概ね 0.2 μSv/h 以下となっております。

詳細は、次の HP を参照してください。

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/results/airborne/air-dose>

*^f メガベクレル毎平方キロメートル。1 km² 当たりの放射性物質の強さを表します。M（メガ）は、100 万倍を意味します。（1 MBq/km²=1,000,000Bq/km²=1 Bq/m²）



福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップ（2023年11月27日時点）

出典：福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について（2024年2月22日原子力規制委員会）

問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）

（４）生活圏における広域調査

県及び市町村では、携行型空間放射線量測定器（サーベイメータ）等を用いて、生活圏を中心に、公園、学校など地域を代表する地点で空間放射線量率を定期的に測定しています。

ア 県及び市町村による全県的な放射線監視

県・市町村放射線対策会議では、2015（平成27）年度から、それまでの測定地点数を整理し、原則地上1 mの空間放射線量率の測定を継続しています。

測定の結果、県内全ての測定地点において、空間放射線量率は、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満となっており、問題のない水準で安定していることが確認されました。

なお、原発事故から10年が経過し、測定値も低減し安定していることから、2021（令和3）年度に事業を見直し、測定頻度について、年2回（5月末、11月末）から年1回（11月末）に変更し、翌年度の測定から適用しました。また、2022（令和4）年に再度見直しを行い、測定地点数について、443地点から113地点に変更し、翌年度の測定か

ら適用しました。個別地点の測定結果については、次の HP を参照してください。

<https://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/PositionSelect?mid=425>



〈2023（令和5）年度の実施時期と測定地点数〉

2023年11月末 113地点

測定地点（113地点）

イ 空間放射線量測定器貸出し事業

市町村では、住民への空間放射線量測定器の貸出しを実施しています。

〈空間放射線量測定器の貸出し事業実施市町村の連絡先〉

2024（令和6）年4月1日現在

市町村	担当課・係名	電話番号
高崎市	一般廃棄物対策課 管理担当	027-321-1253
沼田市	環境課 環境保全係	0278-23-2111（内線 3072）
渋川市	環境森林課 環境保全係	0279-22-2114
富岡市	環境保全課 生活環境係	0274-62-1511（内線 3532）
安中市	環境政策課 環境推進係	027-382-1111（内線 1882）
みどり市	生活環境課 衛生管理係	0277-76-0985
下仁田町	保健課 環境係	0274-82-5490
南牧村	総務課 総務係	0274-87-2011
中之条町	保健環境課 環境衛生係	0279-75-8834
長野原町	町民生活課 衛生係	0279-82-2246
嬬恋村	住民課 生活環境係	0279-96-0515
東吾妻町	町民課 環境対策係	0279-68-2111
片品村	農林建設課 環境衛生係	0278-58-2114
昭和村	産業課 産業振興係	0278-25-3436
明和町	住民環境課 環境保全係	0276-84-3111
大泉町	環境整備課 環境整備係	0276-63-3111
邑楽町	建設環境課 生活環境係	0276-47-5036

問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）

(5) 農地土壌の調査

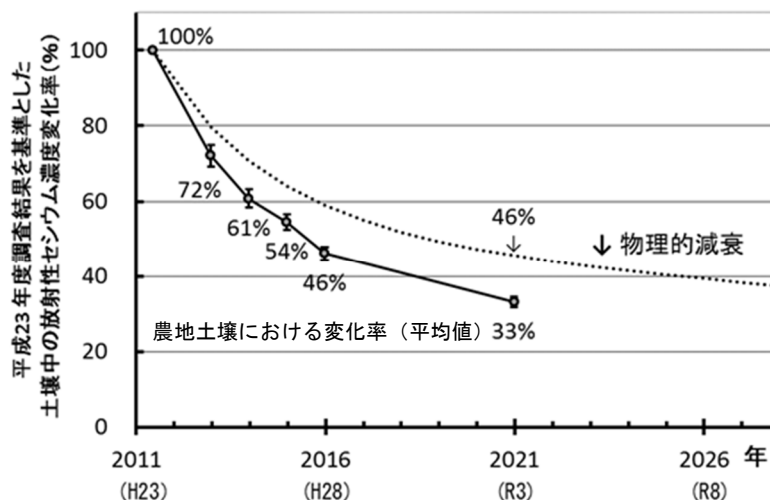
農業技術センターでは、県内の農地土壌における放射性セシウム濃度の 2011（平成 23）年度以降の推移を把握するため、モニタリング定点調査を継続して実施しています。

2020（令和 2）年度は、県内 88 地点で調査を実施したところ、各地点の濃度は 12～550Bq/kg^{*g}（乾土）の範囲で、平均すると 95 Bq/kg（乾土）でした。各地点の放射性セシウム濃度は、約 9 年半前と比較して平均 33%に減少しており、放射性セシウムの崩壊による物理的減衰（約 46%）以上に減少していました。

2015（平成 27）年度までは毎年調査を行い、それ以降は 5 年ごとに実施する予定であり、2020（令和 2）年度に実施しました。

モニタリング定点調査の結果は、次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/9157.html>（農耕地の放射性物質にかかる土壌調査）



2011（平成 23）年度調査結果を基準とした土壌中の放射性セシウム濃度の推移

問合せ先：県庁野菜花き課（TEL 027-226-3028）

(6) 公共用水域、地下水の調査

原発事故を契機に、2013（平成 25）年に水質汚濁防止法が改正され、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況が常時監視されることとなりました。

これを受けて、環境省は、モニタリング調整会議において決定された総合モニタリング計画に基づき、継続的にモニタリングを実施しています。

採水地点及び調査結果等は、次の HP を参照してください。

^{*g} ベクレル毎キログラム。土壌など 1 kg 当たりに含まれる放射性物質の濃度を表します。ベクレルは、放射性物質の放射能の強さを表す単位です。

<https://www.env.go.jp/air/rmcm/index.html>

ア 水質汚濁防止法に基づく全国的な放射性物質モニタリング

〈調査地点〉

- ・公共用水域 2 地点
- ・地下水 3 地点（1 地点は定点、2 地点は 10 地点の中から毎年交替する）

〈2023（令和 5）年度調査結果〉

- ・公共用水域、地下水とも過去の測定値の傾向の範囲内でした。

イ 福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング

〈調査地点〉

- ・公共用水域 72 地点（河川：48 地点、湖沼・水源地：24 地点）
- ・地下水（21 地点）

〈2023（令和 5）年度調査結果〉

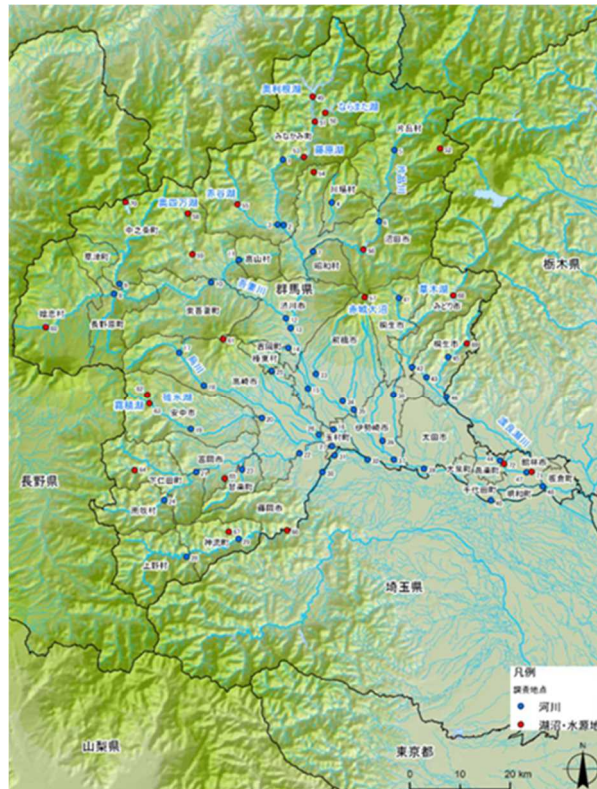
（公共用水域）

- ・水質に関しては、放射性物質の検出はありませんでした。
- ・底質^{*h}の放射性セシウム（セシウム 134 とセシウム 137 の合計）濃度は、河川では、0.87～817 Bq/kg の範囲で、湖沼では、38～2,951 Bq/kg の範囲で推移しています。
- ・採取地点近傍の周辺環境の土壌の放射性セシウム濃度は、12～3,466 Bq/kg の範囲で、また、同地点の空間放射線量率は、0.03～0.16 μ Sv/h の範囲で推移しています。

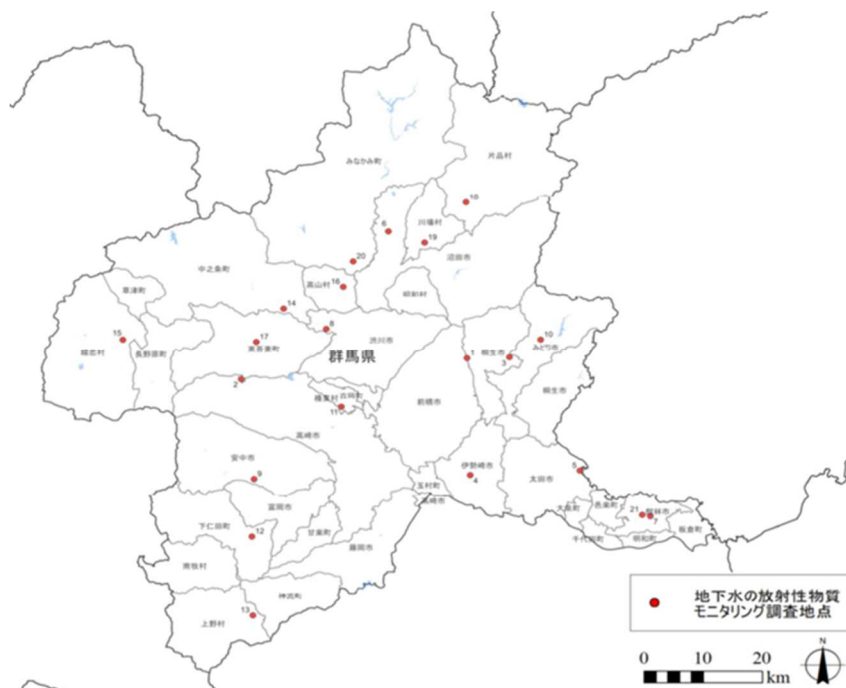
（地下水）

- ・放射性物質の検出はありませんでした。

^{*h} 河川、湖沼等の水域において、水底を構成している表層のことをいいます。主に堆積した砂泥、生物の遺骸、不溶性塩などから形成されています。



公共用水域採水地点（2023（令和5）年度）



地下水採水地点（2023（令和5）年度）

問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）

2 水道水

県内各水道事業者（県企業局及び各市町村等）では、国の示したモニタリング方針に基づいて、水道水の放射性物質検査を実施しています。

その他、県食品・生活衛生課では、水道事業者の検査とは別に、食品安全検査センター内の水道水の検査を 2019（令和元）年まで実施しました。

（１）県営 2 浄水場の浄水放射性物質モニタリング

県企業局は、2011（平成 23）年 9 月、独自にゲルマニウム半導体検出器^{*i}を整備し、2 浄水場（県央第一水道事務所、県央第二水道事務所）の水道水について放射性物質の検査を実施しています。

その結果、検査開始から現在に至るまで、放射性物質は検出されていません。

放射性物質検査結果は、次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/12121.html>



ゲルマニウム半導体検出器

問合せ先：県企業局水道課（TEL 027-226-4011）

（２）県内各水道事業者による水道水放射性物質モニタリング

県内各水道事業者は、国の示したモニタリング方針に基づいて、適切な頻度で水道水の放射性物質検査を実施しています。これまでの検査の結果、水道水から放射性物質の検出は確認されていません。2011（平成 23）年度には、全水道事業者で放射性物質検査を実施しており、2012（平成 24）年度以降は水道事業者ごとにモニタリング結果等から検査計画の検討を行い、検査計画に則った水道水の管理を行っています。

県内各水道事業者の放射性物質検査結果については、各水道事業者の水道窓口へお問い合わせください。また、環境省のホームページでは、各水道事業者（市町村）が実施する「水道水中の放射性物質に関する検査」の結果が定期的に公表されています。

市町村役場等所在地の情報は、次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/14524.html>

水道水中の放射性物質に関する検査の結果は、次の HP を参照してください。

https://www.env.go.jp/council/water_supply/kentoukai/houshasei_monitoring.html

問合せ先：県食品・生活衛生課（TEL 027-226-2446）

^{*i} ゲルマニウムという元素の半導体を用いた放射性物質検出器。放射性物質の精密な検査を行います。

3 下水汚泥

県では、県有 6 下水処理場から発生する下水汚泥の放射性物質検査を、2011（平成 23）年 5 月から実施しています。

具体的には、処理場ごとにおおむね 1 回／月、3 日分の汚泥を混合した試料で、放射性セシウムの濃度を測定しています。

詳細な内容は次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/639383.html>

なお、2024（令和 6）年 3 月現在、県内の下水処理場から発生する下水汚泥は、支障なく処理されています。



下水汚泥試料（採泥）

問合せ先：県庁下水環境課（TEL 027-226-3683）

4 農林水産物

原発事故直後、県内で生産された露地栽培のハウレンソウ、カキナから一時的に基準値を超える放射性物質が検出され出荷制限措置がとられましたが、まもなく安全性が確認され解除になっています。農林水産物については、生産物の放射性物質検査のほか、農地土壌のモニタリング調査、きのこ類のほだ木については生産ロットごとの検査等により、安全性を確認しています。

（1）農産物

県内で生産されている農産物は、定期的に放射性物質検査を行い、安全性を確認しています。詳細は、次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8727.html>

<https://www.pref.gunma.jp/page/8570.html>

県内では、2011（平成 23）年 3 月にハウレンソウ及びカキナが暫定規制値を超えたため、出荷制限の対象となりましたが、その後の検査によって安全性が確認され、同年 4 月に出荷制限が解除されました。

また、同年 6 月の検査で暫定規制値を超えたため、出荷制限の対象となった茶は、2012（平成 24）年 5 月に一部の地域、2013（平成 25）年 6 月に全ての地域で出荷制限が解除されました^{*j}。それ以降、基準超過した農産物はなく、2023（令和 5）年度は、20 品目 30 検体に対して検査を行いました。

^{*j} 出荷制限（指示）と出荷自粛（要請）：出荷制限（指示）は、基準値を超えた食品について、生産地域の広がりがあると考えられる場合に当該地域・品目を対象に出荷しないよう原子力災害対策特別措置法に基づき国が指示するものです。一方、出荷自粛（要請）は、基準値を超えた食品について、地域的な広がりがない場合に出荷しないよう県が要請するものです。

〈農産物の検査結果概要〉

年度	区分	検体数	基準超過数	超過品目
2023（令和5）	穀類	11	0	—
	野菜	11	0	—
	果実	6	0	—
	工芸作物	1	0	—
	加工品	1	0	—

問合せ先：県庁農政課（TEL 027-226-3036）

（2）畜産物

ア 生乳^{*k}

県内の6か所のクーラーステーション及び酪農家から直接搬入される4か所の乳業工場の生乳について、1か月で県全域が検査対象となるよう毎週1回2～3検体採取し、放射性セシウムを測定し結果（判明するまで、採取したのと同じロットの生乳は留め置き）を公表してきました。

しかし、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正されたことに伴い、2016（平成28）年度末で検査を終了しました。詳細は、次のHPを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8849.html>

イ 牛肉

2011（平成23）年7月31日から県内の食肉処理場に出荷される肉牛の全頭検査を実施しました。2012（平成24）年10月に基準値（100 Bq/kg）を超過した牛が1頭確認されましたが、市場へ流通はしておらず、それ以外は全て基準値を下回っていました。よって、安全性に問題がないことや、検査を終了しても流通上の混乱を招かないと判断し、2019（令和元）年度末をもって検査を終了しました。詳細は、次のHPを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/9412.html>

ウ 豚肉・鶏肉

豚肉と鶏肉は2011（平成23）年4月11日に検査を実施し、同年10月28日からは四半期ごとに検査しました。その後、2012（平成24）年度から2016（平成28）年度まで、豚肉は毎月1回2検体、鶏肉は四半期に1回2検体ずつ検査を実施しました。2017（平成29）年度は豚肉について、四半期に1回3検体ずつ検査を実施しました。

^{*k} 牛から搾ったまま何も手を加えていない状態の乳のことをいいます。

これまでの検査では、豚肉、鶏肉とも全て基準値を下回っており、放射性物質が検出された事例也没有ありません。よって、放射性物質による影響はほばないものと判断できるため、鶏肉については2016（平成28）年度末、豚肉については2017（平成29）年度末をもって検査を終了しました。詳細は、次のHPを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8728.html>

（3）飼料作物・堆肥

安全な畜産物を生産するために、牛に給与する飼料作物及び飼料作物を生産するために利用する堆肥の検査を実施しています。

ア 飼料作物

飼料作物については国の実施方針に基づき、県が検査計画を策定し、実施しています。

2016（平成28）年以降は、地域を対象としたモニタリング調査及び飼料としての流通・利用の自粛要請は行っていませんが、除染を実施した牧草地や公共牧場等の個別の検査は継続して行っています。

〈検査状況〉

年度	区分	検体数	基準超過数
2023（令和5）	牧草	28	0



牧草の検査

イ 堆肥

国の実施方針に基づき、2011（平成23）年8月までに300Bq/kgを超える牧草を牛に給与した可能性のある畜産農家の堆肥（個別検査）と300 Bq/kgを超える牧草等を給与していない畜産農家の堆肥（市町村単位3か所抽出検査）を検査したところ、その結果は、次のとおりです。

- ・個別検査：102 検体　うち超過4 検体
- ・抽出検査：48 検体　全て暫定許容値以下

さらに、2011（平成23）年8月以降、300 Bq/kgを超える牧草を給与した農家に対しては、追加調査を実施しました。

- ・追加調査：31 検体　うち超過5 検体

なお、超過堆肥については、全て自己管理の飼料畑等へ還元しました。

問合せ先：県庁米麦畜産課（TEL 027-226-3102）

（４）水産物（養殖魚）

県内の養殖場で生産されたイワナ、ヤマメ、ニジマス、ギンヒカリ、アユ、コイについて、2024（令和6）年3月までに、801検体の検査を実施しました。検査結果は、不検出又は基準値未満でした。詳細は、次のHPを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8729.html>

〈養殖魚の検査数〉

年度	イワナ	ヤマメ	ニジマス	ギンヒカリ	ハコスチ	アユ	コイ	計
2023（令和5）	7	7	13	9	7	2	0	45
検査結果	不検出（基準値：100Bq/kg）							

問合せ先：県庁蚕糸特産課（TEL 027-226-3095）

（５）栽培きのこ

ア 栽培きのこのモニタリング検査

栽培きのこの食品モニタリング検査については、2024（令和6）年3月末までに2,792件について実施しました。原木栽培^{*1}の生しいたけ及び菌床栽培^{*m}のきのこ類では、これまで食品の基準値を超えたものはなく、安全が確認されています。詳細は、以下のHPを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8730.html>

イ 出荷自粛

原木栽培の乾しいたけについては、2011（平成23）年度の検査で高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町の8市町村において、乾燥状態で計測で暫定規制値500Bq/kgを超過したことが確認され、出荷自粛を要請しています。こうした中、2018（平成30）年3月に渋川市で1名、8月に沼田市で1名、2020（令和2）年2月に富岡市で1名、2023（令和5）年11月に高崎市で1名の生産する乾しいたけ（原木栽培）について、安全が確認されたことから、出荷自粛要請を一部解除しました。

また、原木栽培のなめこについては、2012（平成24）年度の検査で藤岡市において、基準値超過が確認され、出荷自粛を要請しています。

^{*1} きのこ栽培用に切り出した木材（原木）にきのこの菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

^{*m} おが粉等にきのこの種菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

〈栽培きのこの食品モニタリング検査件数〉

年度	区分	検体数	基準超過数
2023（令和5）	原木生しいたけ	101	0
	原木乾しいたけ	11	0
	菌床生しいたけ	7	0
	菌床乾しいたけ	0	0
	その他	2	0

ウ キのこ原木等の指標値検査

栽培きのこについては、食品としてのきのこを安全に栽培するために、きのこ原木^{*n}及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値^{*o}が定められています。

群馬県では、原木、菌床、おが粉等の資材の段階で検査を行い、指標値以下の資材のみを使用することにより、安全なきのこの生産に努めています。特に原木栽培きのこについては、ほだ木の全ロット検査を実施し、安全が確認されたほだ木のみを使用しています。

2024（令和6）年3月末までに、ほだ木は5,628件の検査を行いました。このうち2023（令和5）年度では186件検査を行い、指標値である50Bq/kg以下となったのは99%の185件で、50Bq/kgを超過していたほだ木は1%の1件でした。

指標値を超過したほだ木は廃棄し、安全なほだ木への入替えを行っています。

また、しいたけ原木の放射性物質の検査を実施し、林野庁が定めた当面の指標値（50Bq/kg）を下回っていることを確認した上で栽培に供しています。検査は林業試験場及び富岡森林事務所で実施しています。2023（令和5）年度は、227件検査を行いました。

問合せ先：県庁林業振興課（TEL 027-226-3236）

^{*n} キのこ原木とほだ木：きのこ用に切り出した木材を「きのこ原木」といい、それにきのこ菌を植えたものを「ほだ木」といいます。

^{*o} キのこ原木・ほだ木：50Bq/kg（乾重量）、菌床用培地・菌床：200Bq/kg（乾重量）

5 野生の山菜・きのこなど

流通・販売を目的として採取された野生の山菜、きのこ類については、安全確認のための食品モニタリング検査が実施されています。

狩猟や有害鳥獣駆除により捕獲されたツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は、資源の効率的な利用やSDGsの考えのもと、ジビエ利用が注目されていますが、県内で捕獲されたツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ヤマドリは、出荷制限の対象となっています。このため、モニタリングを目的として検査を継続的に行っています。

(1) 野生の山菜・きのこ

流通、販売を目的として採取された、野生の山菜類及びきのこ類について食品モニタリング検査を実施し、安全を確認しています。

万が一、基準を超える放射性物質が検出された場合は、出荷制限等の措置を講じ、流通しないようにしています。

ア 食品モニタリング検査

2024（令和6）年3月末までに、野生の山菜類 579 件、野生のきのこ類 68 件、合計 647 件の検査を行いました。詳細は、以下のHPを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8730.html>

（野生の山菜類・きのこ類のモニタリング検査件数）

年度	区分	検体数	基準超過数
2023（令和5）	野生の山菜	51	3
	野生のきのこ	2	0

イ 出荷制限

野生の山菜類について

○タケノコ（マダケ）

2012（平成24）年度の検査で渋川市産の野生タケノコ（マダケ）が基準値を超過したため、出荷自粛を要請していましたが、2013（平成25）年度の検査で渋川市のうち旧伊香保町、旧北橘村、旧赤城村、旧子持村で採取されたものについて安全が確認されたため、同区域については出荷自粛要請を解除しました（旧渋川市及び旧小野上村区域では、出荷自粛要請を継続）。

また、2014（平成26）年度の検査でみなかみ町の野生タケノコ（マダケ）で基準値超過が確認され、出荷自粛を要請しています。

○タラノメ、コシアブラ（野生に限る）

2013（平成25）年度～2019（令和元）年度の検査で以下の区域の野生コシアブラと野生タラノメで基準値超過が確認され、出荷自粛を要請するとともに、同区域については2018（平成30）年度、2019（令和元）年度に国から出荷制限が指示されています。

・野生タラノメ

前橋市（旧富士見村に限る）、高崎市（旧倉渕村に限る）、沼田市（旧沼田市及び旧利根村に限る）、渋川市（旧渋川市に限る）、吉岡町、中之条町（旧中之条町に限る）、川場村

・野生コシアブラ

前橋市（旧富士見村に限る）、沼田市、渋川市（旧伊香保町に限る）、藤岡市（旧藤岡市に限る）、みどり市（旧（勢）東村に限る）、下仁田町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、川場村、みなかみ町

○ワラビ（野生に限る）

2021（令和3）年度の検査で沼田市産（旧沼田市に限る）、2023年（令和5）年度の検査で沼田市産（旧白沢村に限る）の野生ワラビが基準値を超過したため、出荷自粛を要請しました。

野生のきのこ類について

2012（平成24）年度の検査で沼田市、安中市、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、みなかみ町で基準値超過が確認され、出荷自粛を要請するとともに、同市町村については国から出荷制限が指示されています。

また、2021（令和3）年度の検査でみどり市、中之条町、草津町、片品村、川場村で基準値超過が確認され、出荷自粛を要請するとともに、同市町村については国から出荷制限が指示されています。

問合せ先：県庁林業振興課（TEL 027-226-3236）

（2）水産物（河川・湖沼）

イワナ、ワカサギなど、県内の河川湖沼で採捕される魚類の放射性物質は、事故当時と比べると減少し、近年では基準値を超える放射性物質は検出されていません。

県内の河川湖沼を対象に、7魚種（アユ、イワナ、ウグイ、コイ、ヤマメ、ワカサギ、ナマズ）を採捕し、2011（平成23）年度～2023（令和5）年度に合計2,492検体の検査を実施しました。

2023（令和5）年度の検査結果は、不検出又は基準値未満でした。

県内では、赤城大沼のイワナ、ヤマメ、ウグイ、コイに出荷自粛を要請しています。詳細は、次のHPを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8729.html>

〈河川・湖沼における水産物の検査数〉

年度	イワナ	ヤマメ	アユ	ワカサギ	ウグイ	コイ	ナマズ	計
2023（令和 5）	62	80	8	13	0	0	0	163
検査結果	不検出又は基準値未満（基準値：100Bq/kg）							

問合せ先：県庁蚕糸特産課（TEL 027-226-3095）

（３）野生鳥獣

県内全域において、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びヤマドリについて、出荷制限の対象となっており、原則、県内で捕獲された上記の野生鳥獣肉は流通しません。県では、モニタリングを目的として、2011（平成 23）年度から、出荷制限の対象となっているツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びヤマドリを対象に継続的に放射性物質検査を行っています。

なお、放射性物質の検査結果は、次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/7037.html>

〈野生鳥獣検査結果〉

年度	区分	検体数	基準超過数
2023（令和 5）	ツキノワグマ	53	10
	イノシシ	27	4
	ニホンジカ	49	2
	ヤマドリ	0	0

なお、2023（令和 5）年 8 月にニホンジカについては、特定の施設において、県が定める「出荷・検査方針」に基づき放射性物質検査を実施し、基準値以下となったものについては、出荷制限が解除（一部解除）となりました。ただし、一部解除の対象となった施設において、高崎市、及びみどり市及び桐生市※で有害捕獲されたニホンジカのみを受け入れ対象としています。

一部解除となった特定の施設で検査されたニホンジカの放射性物質検査結果の詳細は、次の HP を参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/217923.html>

※ 2025（令和 7）年 1 月 17 日から対象



ニホンジカ

問合せ先：県庁自然環境課（TEL 027-226-2874）

食品等出荷制限・自粛の状況 一覧表

2025（令和7）年2月12日現在

品名	出荷制限 出荷自肅	対象地域		指示・要請 年月日	解除 年月日	解除の種類
きのこ類 (野生)	出荷制限	沼田市		H24. 9. 25		
		嬬恋村				
		東吾妻町				
		高山村		H24. 10. 10.		
		安中市		H24. 10. 16		
		長野原町		H24. 10. 23		
		みなかみ町		H24. 11. 13		
		みどり市		R3. 12. 13		
		中之条町				
		草津町				
		片品村				
		川場村				
乾しいたけ (原木栽培)	出荷自肅	高崎市		H23. 12. 5	R5. 11. 7	一部解除：1 件
		沼田市			H30. 8. 3	一部解除：1 件
		渋川市			H30. 3. 27	一部解除：1 件
		富岡市			R2. 2. 12	一部解除：1 件
		中之条町				
		高山村				
		東吾妻町				
		みなかみ町				
なめこ (原木栽培)	出荷自肅	藤岡市		H24. 12. 13		
たけのこ (まだけ、野生)	出荷自肅	渋川市	旧伊香保町、旧北橋村、旧赤城村、旧子持村	H24. 6. 25	H25. 7. 22	一部解除
			旧渋川市、旧小野上村に限る			
		みなかみ町		H26. 7. 9		
たらのめ (野生)	出荷制限	高崎市（旧倉渕村に限る）		自肅 H25. 4. 25 制限 H30. 6. 7		
		吉岡町		自肅 H30. 4. 20 制限 H30. 6. 7		
		前橋市（旧富士見村に限る）		H30. 6. 7		
		沼田市（旧沼田市、旧利根村に限る）		H30. 6. 7 旧沼田市は R1. 6. 17		
		渋川市（旧渋川市に限る）		H30. 6. 7		
		中之条町（旧中之条町に限る）				
		川場村				
こしあぶら (野生)	出荷制限	みなかみ町		自肅 H26. 5. 28 制限 H30. 6. 7		
		前橋市（旧富士見村に限る）		H30. 6. 7		
		沼田市				
		渋川市（旧伊香保町に限る）				
		藤岡市（旧藤岡市に限る）				
		みどり市（旧（勢）東村に限る）				
		下仁田町				

品名	出荷制限 出荷自粛	対象地域	指示・要請 年月日	解除 年月日	解除の種類
		中之条町			
こしあぶら (野生)	出荷制限	長野原町	H30. 6. 7		
		嬭恋村			
		草津町			
		片品村			
		川場村			
わらび (野生)	出荷自粛	沼田市（旧沼田市に限る）	R3. 5. 21		
		沼田市（旧白沢村に限る）	R5. 5. 26		
イワナ	出荷自粛	赤城大沼	H24. 9. 1		
ヤマメ	出荷自粛	赤城大沼	H24. 9. 1		
ウグイ	出荷自粛	赤城大沼	H24. 9. 1		
コイ	出荷自粛	赤城大沼	H24. 9. 1		
イノシシ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24. 10. 10		
クマ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24. 9. 10		
シカ (野生)	出荷制限	群馬県全域（高崎市、みどり市に限る）	H24. 11. 14	R5. 8. 18	一部解除
		群馬県全域（桐生市に限る）		R7. 1. 17	一部解除
		群馬県全域（高崎市、みどり市及び桐生市を除く）			
ヤマドリ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H25. 1. 23		

※出荷制限指示又は出荷自粛要請が継続中である品目のみを抜粋して掲載しています。

※乾しいたけ（原木栽培）の一部解除とは、県が提示する条件を満たし、安全が確認された生産者（生産物）のみの出荷自粛解除をいいます。なお、出荷自粛解除生産者情報は、県の HP で公表しています。

※シカの一部解除については、県が定める出荷・検査方針に基づき管理されるものののみ出荷されています。

○出荷制限と出荷自粛の違い

出荷制限：原子力災害特別措置法（第 20 条）に基づく国による出荷制限指示。

出荷自粛：県による出荷自粛要請。

6 学校給食

県教育委員会では、学校給食検査設備整備事業（学校給食用食材の事前検査）によって、2012（平成24）年度から2021（令和3）年度まで学校給食の放射性物質検査を実施してきました。

実施期間中の検査において、食品中の放射性物質検査基準値を超えた学校給食用食材及び学校給食は確認されませんでした。

また、市町村独自で学校給食の検査を行っているケースもあります。

調理前の学校給食食材については、現在、4市町で検査を実施しています。調理後の学校給食の検査は、現在、11市町村で実施しています。

7 持込み食材

市町村では、住民からの持込み食材の放射性物質検査を実施しています。

対象は、自市町村内で栽培又は採取され、自ら持ち込んだ物が中心です。次表以外の市町村でも別途対応している場合がありますので、該当市町村にお問い合わせください。

〈住民持込み食材の放射性物質検査実施市町村の連絡先〉

2024（令和6）年4月1日現在

市町村	担当課・係名	電話番号
沼田市	消費生活センター	0278-20-1500
渋川市	環境森林課 環境保全係	0279-22-2114
安中市	環境政策課 環境推進係	027-382-1111（内線1882）
上野村	総務課	0274-59-2111
下仁田町	保健課 環境係	0274-82-5490
中之条町	農林課 農業振興係（農産物） 林業振興係（林産物）	0279-75-8844 0279-75-8849
嬭恋村	農林振興課 林業係	0279-96-1256
片品村	農林建設課 環境衛生係	0278-58-2114
昭和村	産業課 産業振興係	0278-25-3436
みなかみ町※	環境課 環境対策係	0278-64-1168

※ 令和6年9月30日で持込み食材の放射性物質検査は廃止。

8 廃棄物

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」といいます。）に基づく、特定一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）から排出される排ガス及び排出水の放射能濃度（放射性セシウム134と放射性セシウム137の濃度）の測定結果では、基準を超えた施設はありません。

県内の指定廃棄物は、発生した公的施設等で安全に保管されています。

なお、宮城、茨城、栃木、千葉、群馬の5県については、国が長期管理施設（最終処分場）

を確保し処理することとされていますが、群馬県については、2016（平成 28）年 12 月の第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定されました。

（１）一般廃棄物処理施設における放射能濃度

市町村等は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、特定一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）に係る放射能濃度の測定を実施しています。また、県でも市町村等の施設の維持管理状況の監視として、市町村等に測定結果の報告を求め、立入検査を実施しています。報告のあった市町村等の測定結果は取りまとめて、県の HP で公表しています。

<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/89/>

測定結果の概要は次のとおりです。

- ・焼却施設の排ガスの放射能濃度は、いずれも基準値以下でした。
- ・焼却施設の焼却灰の放射能濃度が、指定廃棄物の指定を受ける 8,000Bq/kg を超えるものはありませんでした。
- ・最終処分場の排出水の放射能濃度は、いずれも基準値以下でした。
- ・最終処分場の周辺地下水の放射能濃度は、いずれも検出下限値以下でした。

（２）指定廃棄物の処理

指定廃棄物とは、放射性物質汚染対処特措法において、原発事故由来放射性物質の放射能濃度が 8,000 Bq/kg を超える廃棄物であって環境大臣が指定したものと定められています。

群馬県で発生した指定廃棄物は、環境省が策定したガイドラインによる保管基準に従って、安全かつ適切に保管されています。保管場所の空間放射線量率も定期的に測定され、測定値は周辺の空間放射線量率と同等となっています。

指定廃棄物の数量（2024（令和 6）年 3 月 31 日時点。環境省 HP から抜粋。） 数量/t

都道府県	焼却灰		浄水発生土（上水）		浄水発生土（工業用水）		下水汚泥（焼却灰を含む）		農林業系副産物（稲わら等）		その他		合計	
	件	数量	件	数量	件	数量	件	数量	件	数量	件	数量	件	数量
群馬県	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	1	0.3	13	1,187.0

問合せ先：県庁廃棄物・リサイクル課（TEL 027-226-2853）